

令和7(2025)年度

# 事業概要

栃木県県南家畜保健衛生所



## はじめに

県南地域における家畜衛生の推進につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、畜産業を取り巻く環境は、円安や国際情勢の不安定化に伴う飼料、資材、肥料、燃料等の価格高騰により、生産者の利益が大きく圧迫されています。さらに、気候変動による自然災害の発生、従事者の高齢化や担い手不足など、畜産経営は厳しい状況にあります。

今年度の特定家畜伝染病の発生状況ですが、幸いにも、栃木県内の農場における発生はありませんでした。他県では、豚熱が、隣県の群馬県で4例が散発的に発生し、令和8年3月には静岡県でも発生が確認されています。また、県内の野生イノシシでは、今年度は当所管内での確認はありませんでしたが、八溝地域を中心に昨年度を上回る40例の豚熱陽性が確認されており、予断を許さない状況が続いています。また、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、令和7年度（令和7年10月から8年3月末現在）で15道府県23事例が発生し、約522万羽が殺処分となりました。令和6年度シーズンの51事例、約932万羽殺処分に比較すると発生数は減少しましたが、5月末までは渡り鳥の行動が活発化することから、当所では引き続き、人・物・車両の出入時の対策や野生動物の入防止対策などの飼養衛生管理基準の遵守指導を強化し、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んでまいります。

海外に目を向けますと、口蹄疫は、韓国において1月に9か月ぶりに牛飼養農場で発生し、2月にも2件の発生が続いています。また、アフリカ豚熱については、韓国では継続的な発生が続いており、令和8年度に入り24例が確認されています。台湾においては令和7年10月に初めて感染が確認され、現在では、日本を除くアジア全域がアフリカ豚熱の発生国となっています。国において水際対策が強化されているものの、これらの疾病の国内侵入リスクは非常に高い状況にあります。

このような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町や関係団体の協力を得ながら、管内農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」のさらなる遵守、特に人、物、車両等の出入り時の対策徹底、野鳥、野生動物の侵入防止のための防護柵・防鳥ネット等の設置、異常家畜の早期発見と早期通報の指導を行ってまいりました。加えて、下都賀及び安足農業振興事務所を中心に、発生時に迅速かつ的確な初動防疫対応を行えるよう定期的に対策会議や防疫演習を開催し、対応力の強化に努めております。

近年、消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためにも、家畜飼養者の皆様による飼養衛生管理基準の遵守はもとより、関係者一体となった取り組みが重要です。今後も、家畜飼養者の皆様、市町及び関係機関・団体の皆様と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めてまいりますので、さらなる御支援と御協力をお願いします。

ここに令和7（2025）年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にいただければ幸いです。

令和8年3月

栃木県県南家畜保健衛生所  
所長 竹澤 友紀子

# 目 次

I	県南家畜保健衛生所の概要	
1	沿 革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4
II	令和7（2025）年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	4
(1)	令和7（2025）年度予防事業成績	4
(2)	牛寄生虫検査成績	5
(3)	放牧牛衛生検査成績	6
(4)	豚熱検査成績	6
(5)	慢性疾病検査成績	6
(6)	各種抗体検査成績	7
(7)	飼養衛生管理基準遵守指導	7
(8)	その他検査	7
(9)	病性鑑定	8
(10)	家畜自衛防疫指導事業	8
(11)	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	9
2	家畜衛生対策事業	10
3	動物薬事監視業務	11
(1)	製造販売業者	11
(2)	製造業者	11
(3)	店舗販売業者及び許可業務	11
(4)	医療機器販売業者及び許可・届出業務	11
(5)	薬事監視指導	12
4	その他の事業	12
(1)	診療施設立入調査・指導	12
(2)	家畜人工授精師等立入調査	12
III	令和7（2025）年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1	山羊の野菜多給による硝酸塩中毒事例と飼養管理指導	13

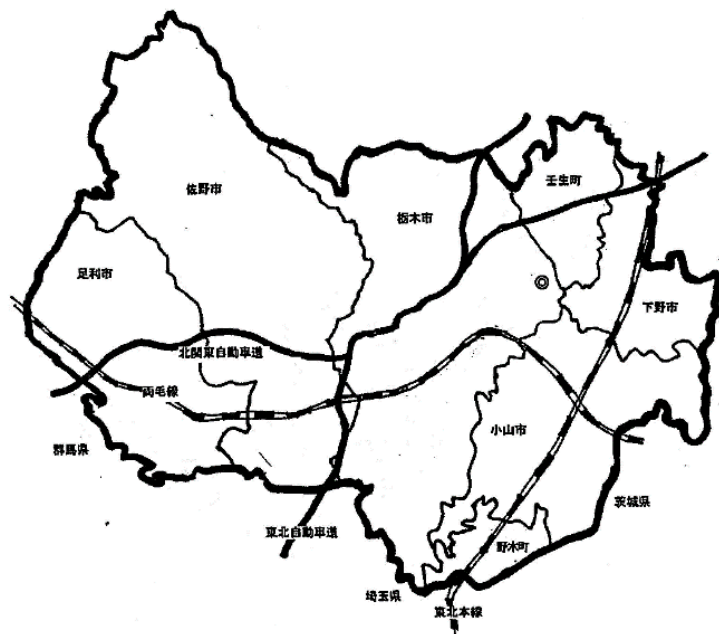
# I 県南家畜保健衛生所の概要

## 1 沿革

昭和26年 3月31日	栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
昭和41年 4月 1日	機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
昭和43年 3月31日	栃木市箱森町22-27に新築移転した。
昭和46年 4月 1日	足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
平成12年 4月 1日	農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
平成20年12月15日	現在地に新築移転した。

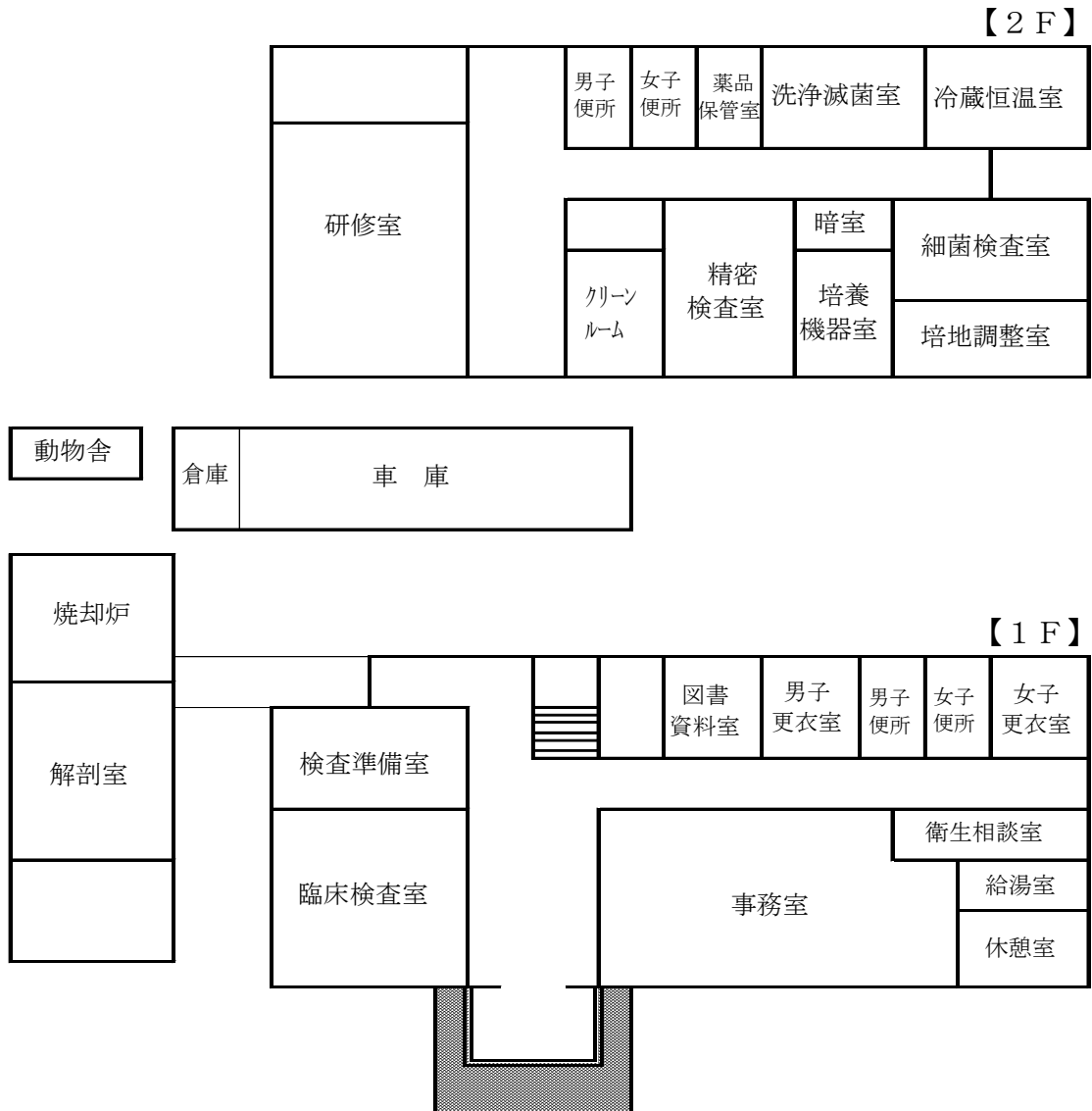
## 2 所在地

〒328-0002 栃木市惣社町1439-20  
電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144  
交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3km  
東北自動車道栃木 I C から東に9km  
北関東自動車道都賀 I C から南に7Km



管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市  
◎：県南家畜保健衛生所

### 3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m<sup>2</sup>

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m<sup>2</sup>

(内訳)

【1 F】事務室 : 108.4 m<sup>2</sup>      臨床検査室 : 59.1 m<sup>2</sup>      検査準備室 : 32.1 m<sup>2</sup>

衛生相談室 : 16.1 m<sup>2</sup>      図書資料室 : 21.2 m<sup>2</sup>

【2 F】研修室 : 87.2 m<sup>2</sup>      精密検査室 : 44.2 m<sup>2</sup>      細菌検査室 : 32.2 m<sup>2</sup>

培地調整室 : 20.0 m<sup>2</sup>      培養機器室 : 23.6 m<sup>2</sup>      暗室 : 6.7 m<sup>2</sup>

クリーンルーム : 22.6 m<sup>2</sup>      薬品保管室 : 13.5 m<sup>2</sup>      洗浄滅菌室 : 29.1 m<sup>2</sup>

冷蔵恒温室 : 31.8 m<sup>2</sup>

イ 付属棟 : 202.3 m<sup>2</sup>

(内訳)

解剖室 : 55.9 m<sup>2</sup>      焼却炉 : 42.3 m<sup>2</sup>      動物舎 : 15.0 m<sup>2</sup>      車庫 : 89.1 m<sup>2</sup>

#### 4 組織及び業務内容

所 長 竹澤友紀子  
 所長補佐（総括） 矢花亜弥子

	職 氏 名	主 な 業 務
防 疫 第 一 課	所長補佐(総括)兼 防疫第一課長 矢花亜弥子  副主幹 黒川由美子  主査 猿山由美  主任 小宅香苗  主任 草嶋悠介  技師 和田康伸	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 特定家畜伝染病の防疫 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策 (豚、鶏) 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 (豚、鶏) 畜産環境対策指導 畜産新技術の普及 病性鑑定業務 職員の服務 庶務全般
防 疫 第 二 課	防疫第二課長 平野佳世  主任 倉橋さゆみ  主任 小澤優子  主任 佐藤政人  家畜臨床検査員 鹿野治子	家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性低下疾病低減対策(牛) 飼養衛生管理基準に基づく衛生指導 (牛、馬、特用家畜) 家畜安全性確保対策 自衛防疫指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 家畜の共進会及び共励会 家畜衛生関連情報整備対策

## 5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

- (1) 酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は1,859頭で県内の約4%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は53頭である。
- (2) 肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあって、飼養頭数は13,804頭で県内の約17%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は148頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。
- (3) 養豚は、飼養頭数は29,331頭で県内の約9%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は815頭と県平均の半分以下であり、企業体をとらない中規模経営農場がほとんどである。
- (4) 養鶏は、飼養戸数は県内の約34.0%、飼養羽数は約4.3%であり、中規模（100羽以上）採卵鶏14戸の1戸当たりの平均飼養羽数は15,805羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は35,000羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農場が多い。
- (5) 馬は、乗馬クラブを中心に14戸305頭が飼養されている。
- (6) 養蜂は、90戸2,468群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

## II 令和7(2025)年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

### 1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

#### (1) 令和7(2025)年度予防事業成績

(ア) 牛のヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

(ウ)腐蛆病：養蜂業者の蜂群について、本病の検査を実施した（西洋蜜蜂のみ）。

(エ)豚熱：本病の防疫対策は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。しかし、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに豚熱が発生しその後発生が拡大したことから、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定しての豚熱ワクチンの予防的接種が開始された。令和2年2月17日、栃木県においても養豚場を対象とした豚熱ワクチン接種が開始された。以前は、豚コレラの名称であったが豚熱に改められ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき発生予防及びまん延防止対策を進めている。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名		実績	検査結果			備考
			－	±	＋	
検査	ヨーネ病	524	524			告示 502
	高病原性鳥インフルエンザ	130	130			告示 130
	腐蛆病	1,410	1,410			告示 1,410
注射	豚熱	73,514	/			告示 73,514

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ症の検査を実施した。

検査戸数	検査頭数	陽性頭数
6	78	1

(3) 放牧牛衛生検査成績

管内に2放牧場(野田町放牧場及び奥戸放牧場)があるが、現在は休牧中。

(4) 豚熱検査成績

清浄性の維持確認を目的に管内養豚農場全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査も実施した。

○ ELISA法検査

検査頭数	判定結果		
	—	±	+
937	254	77	606

臨床検査において、特に異状は認められなかった。

(5) 慢性疾病検査成績

地方病性牛伝染性リンパ腫(EBL)、牛ウイルス性下痢(BVD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)について必要な検査、対策指導を実施した。

検査名	検査頭数	判定結果	
		—	+
EBL	1,152	915	237
BVD	558	558	0
PRRS	336	229	107

(6)各種抗体検査成績

ア アルボウイルス感染症抗体調査

アカバネ病について、3戸の農場を選定し、流行状況を調査した。

		検査成績・抗体価（頭数）							
採血月		6月		8月		9月		11月	
戸数	頭数	<2	2≤	<2	2≤	<2	2≤	<2	2≤
3	8	8	0	8	0	8	0	8	0

イ オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別）検査

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づき清浄性確認検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸数	14	0	0
頭数	196	0	0

(7)飼養衛生管理基準遵守指導

管内の農場を定期的に巡回指導し、飼養衛生管理基準遵守及び飼養環境の改善を図った。

	牛	豚	鶏	馬	特用家畜
対象農場数（戸）	20	38	19	4	14

(8)その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

管内3件3羽を検査し、全羽陰性を確認した。

イ 豚熱発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30(2018)年9月9日に岐阜県で豚熱の発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査を実施した。管内で208頭（死亡イノシシ42頭、捕獲イノシシ166頭）の検査を実施し、全頭陰性を確認した。

(9)病性鑑定

今年度の病性鑑定では、14件、52頭羽群について実施した。乳用牛でピロプラズマ症、肉用牛で牛伝染性リンパ腫、豚でグレーサー病、鶏でコクシジウム症が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜種	診断疾病名	件数	頭羽群数	備考
乳用牛	ピロプラズマ症	2	12	
	小計	2	12	
肉用牛	牛伝染性リンパ腫	1	1	
	ヒストフィルス・ソムニ感染症及び牛コロナウイルス関与疑い	1	1	
	クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	1	1	
	その他	5	9	
	小計	8	12	
豚	グレーサー病	2	14	豚熱陰性
	小計	2	14	
鶏	コクシジウム症	1	13	HPAI陰性
	小計	1	13	
その他の動物	尿石症(山羊)	1	1	
	小計	1	1	
合計		14	52	

(10)家畜自衛防疫指導事業

(公社) 栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

## (11)管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

## 1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病名	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
結核(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	3	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	1	1	0	0	0	0	0	0	0

## 2 届出伝染病

(頭羽群数)

病名	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
牛ウイルス性下痢	0	0	0	0	0	0	1	0	0
アカバネ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性リンパ腫	1	1	0	0	14	4	1	0	1
牛サルモネラ症	0	3	0	0	0	0	0	0	0
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	0	0	0	0	2	0	0	0	0
豚流行性下痢	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏白血病	0	0	0	0	2	0	0	0	0
伝染性ファブリキウス嚢病	0	0	0	0	1	0	0	0	0
鶏伝染性喉頭気管炎	2	0	0	0	0	0	0	0	0
マレック病(鶏)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鶏痘	0	0	0	1	2	0	0	0	0
アカリダニ症(蜜蜂)	0	1	0	0	2	0	1	0	0
バロア病(蜜蜂)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
チョーク病(蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	1	0

## 2 家畜衛生対策事業

各種疾病による家畜の損耗防止と生産性向上を図り、消費者への安全・安心な畜産物の提供並びに健全な畜産振興に資するため、家畜保健衛生所が中心となり、会議の開催、情報の収集と広報、農家への指導及び各種検査を実施した。

事業名	事業目的・内容	令和7(2025)年度実績
<b>ア 監視体制整備強化事業</b>		
家畜衛生関連情報整備	畜産農家からの情報や病性鑑定成績等を基に、家畜衛生対策及び疾病発生情報を収集分析し、農家等関係者へ情報を提供	情報の収集（農家数）：14戸 家畜衛生情報提供：60件 （CSF、FMD、HPAI等） 情報提供対象農家：約350戸
精度管理の適切な実施	各種疾病検査に使用する検査機器の校正を実施	マイクロプレートリーダー
<b>イ 家畜の伝染病の発生予防事業</b>		
家畜生産性低下疾病低減事業	経済的損失の大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため各種調査・検査を実施し、疾病防除マニュアルの検討、飼養衛生管理の指導等	豚（グレーサー病）：1戸（14頭）  〔疾病発生状況、衛生管理状況、死廃状況等〕
<b>ウ 家畜の伝染性疾患のまん延防止事業</b>		
まん延防止円滑化対策	広域に影響を及ぼす家畜伝染病（CSF、FMD、HPAI等）の発生時に、迅速な情報の収集・提供を行う防疫体制を確立するため、関係市町及び地域関係者との連絡体制の強化	地域担当者会議及び防疫演習 開催回数：4回（143名）  地域オーエスキー病防疫協議会 開催回数：1回（18名）
<b>エ 畜産物安全性向上対策事業</b>		
生産衛生管理体制整備事業（農場 HACCP）	モデル地域において HACCP 方式による家畜衛生管理状況の定期的な点検及び病原微生物のモニタリングを実施し、農場の衛生管理方法の改善指導を実施。また、同方式による衛生管理方式の普及・定着の促進	○実施畜種（戸数） 肉用牛（2戸）  ○調査項目 注射針の混入・抗生物質の残留
動物用医薬品危機管理対策事業	（ア）動物用医薬品適正使用実態調査  動物用医薬品使用者に対し、畜産物への残留防止を図るために、使用状況等の実態調査を実施	○実施戸数 牛1戸、豚3戸  ○調査結果 問題なし
	（イ）薬剤耐性菌の発現状況調査 家畜における薬剤耐性菌の出現状況を把握し、抗菌性物質の人と動物の健康に対するリスク分析の基礎情報の把握	○検査対象 サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌  ○調査結果 分離されず

### 3 動物薬事監視業務

#### (1) 製造販売業者

(令和8年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	3	0	0
計	4	0	0

#### (2) 製造業者

(令和8年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	5	0	0
計	6	0	0

#### (3) 店舗販売業者及び許可業務

(令和8年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
店 舗 販 売 業	1	0	0
卸 売 販 売 業	7	0	0
特 例 店 舗 販 売 業	73	0	7
計	81	0	7

#### (4) 医療機器販売業者及び許可・届出業務

(令和8年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 ( 届 出 ) の 種 類	
		新 規	更 新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	3	0	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	5 (1)	0	/
計	8 (1)	0	0

(5) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、適切な動物用医薬品等の供給に寄与するために監視指導を実施した。

(令和8年3月31日現在)

区 分	検査件数	指 導 内 容 ( 措 置 ) 等
立 入 検 査	14	事項変更の届出、医薬品の適正管理

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法、医薬品及び医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

(令和8年3月31日現在)

診療施設数	検査件数	指 導 内 容
76	18	劇毒物の適正保管、変更事項の速やかな届出等

(2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

(令和8年3月31日現在)

区 分	施設数	検査件数	指 導 内 容
対 象	12	3	証明書等の適正記録

## 1 山羊の野菜多給による硝酸塩中毒事例と飼養管理指導

県南家畜保健衛生所

○和田康伸、猿山由美、平野佳世、矢花亜弥子、戸崎香織<sup>1)</sup>

1) 県央家畜保健衛生所

【はじめに】令和6年11月、管内野菜栽培農場で飼養されていた山羊3頭が、葉物野菜多給による硝酸塩中毒のため突然死する事例が発生した。そこで、当該農場で生産された野菜の硝酸態窒素濃度を簡易試験紙及びRQフレックス法により測定し、蓄積部位及び季節変動の検証を行った。また、畜主への飼養管理指導及び管内めん羊・山羊飼養者に硝酸塩中毒の注意喚起とアンケート調査を実施したので、その概要を報告する。

【病性鑑定】飼料給与状況と、解剖所見として消化管内に多量の未消化野菜を認めたことから、硝酸塩中毒を強く疑った。そこで、高速液体クロマトグラフ法で給与野菜の硝酸態窒素濃度を測定したところ、いずれも有毒とされる4,000ppmを超える値を示したため、硝酸塩中毒と診断した。中でも菜心が38,775ppmと極めて高い値を示した。

【追加調査】当該農場で生産された菜心と油麦菜の硝酸態窒素濃度を令和7年3月～11月の間に計4回測定した。採材した野菜は茎と葉に分け、乾燥させた材料1gと精製水100mlを混合・ろ過し試料液とした。まず、市販の簡易水質検査試験紙で硝酸イオン濃度を測定し、250mg/l以上の場合は5～10倍希釈してRQフレックス法を行った。その結果、どちらの野菜も葉より茎の値が有意に高かったが、季節による変動は認められなかった。また、追加調査と比較して、死亡時給与していた菜心の値は異常に高かったことが判明した。

【飼養管理指導】当該農場における山羊の再導入にあたり、生産している野菜の特性やリスク、適切な飼料の給与方法について畜主に指導し、乾草飼料を購入する等の改善が認められた。また、硝酸塩中毒の注意喚起を目的としたリーフレットを作成し、管内めん羊・山羊飼養者に情報提供するとともに、飼料給与状況や硝酸塩中毒の認知度を把握するためのアンケート調査を行った。昨年当所で開催しためん羊・山羊の飼養管理講習会や臨床獣医師の指導の成果もあり、92%の飼養者が粗飼料を主体とした飼料給与を行っており、その他に与える飼料は飼養者によって様々であった。一方、硝酸塩中毒を知っている飼養者は46%と半数以下で、日頃給与している植物が中毒となり得るかとの質問も寄せられた。

【まとめと課題】追加調査から、死亡時給与していた菜心の硝酸塩濃度が異常に高かったため、当該畜は死亡に至ったと示唆された。本事例の発生は、飼養者の飼料及び疾病についての知識不足が一因である。山羊やめん羊は愛玩目的等での飼養も多く、今後も同様な事例が発生する危険性がある。今後も指導を継続して行い、飼養衛生管理の向上や疾病予防に努めていきたい。

栃木県県南家畜保健衛生所  
令和7(2025)年度事業概要

令和8(2026)年4月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(惣社東産業団地内)

栃木県県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

栃木県県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>

VERY   
GOOD  
LOCAL

---

とちぎ

